

『稲沢おでかけタクシー』

(1) 対象者

市内に住所を有し、以下のいずれかに該当するかた

- 75歳以上のかた
- 障害のあるかた
 - ※①身体障害者手帳1～3級 ②療育手帳A・B判定
 - ③精神障害者保健福祉手帳1・2級 ④戦傷病者・特別項症～第5項症
- 妊婦または出産後1年未満の女性

(2) 運行日時

- 月曜日～土曜日（祝休日、12月29日～翌年1月3日、はだか祭の日を除く）
- **午前8時30分から午後5時までの乗車**

(3) 利用登録

- 受付窓口：各支所・市民センター・市役所総務課
- 申請書の受付後、2週間程度で「利用登録証」をご自宅へ郵送します。

(4) 利用方法

- 「利用登録証」裏面に記載のタクシー会社へ電話してください。
※電話では、必ず「稲沢おでかけタクシーの利用」と伝えてください。
- **当日の即時配車（今から来てください）でもご利用いただけます。**
- 乗車する際は、**必ず「利用登録証」を御提示ください。**
※乗務員が利用登録番号等を控えますので、御協力をお願いします。
※駅や市民病院等でタクシーが待機している場合に限り、「利用登録証」の乗車前提示のみで利用できます。ただし、「利用登録証」に記載のタクシー会社に限ります。
- 利用は本人のみですが、出発地から到着地まで「付添者」も同乗できます。

(5) 利用料金等

- 「タクシー運賃 + お迎え料金（迎車回送料金） + 時間指定予約料金」の**2分の1**
※**支払いは現金のみ。**クレジットカード、金券類は不可
※10円未満の端数は10円単位に切り上げ
※福祉課が発行する「障害者福祉タクシー料金助成利用券」との**併用は不可**
※タクシー会社の割引「障害者割引（身体障害者手帳等の提示）」または、「運転免許証返納割引（運転経歴証明書の提示）」との**併用は可**

(6) 運行区間

● 「自宅（住民票に記載の住所）」と「市内全域」・「勝幡駅北側ロータリー」の区間

※「自宅から乗る」又は「自宅で降りる」ことが必須条件

※自宅周辺に車両が入れない場合は付近で安全確認が出来る場所

※「一時的な立ち寄り利用」が可能（詳細は下記のとおり）

「一時的な立ち寄り利用」のルール

- (1) 乗車時に乗務員へ立ち寄り先をお伝えください。
- (2) 立ち寄りは、市内の『1か所のみ』、『10分程度』を目安とします。
- (3) 立ち寄り中は、待機料金（1分35秒ごとに100円）が加算されます。
- (4) 立ち寄りによって、相乗りできるのは『稲沢おでかけタクシー利用登録者』に限ります。**相乗りされるかたも、必ず『利用登録証』を御提示ください。**



(7) その他

・住所変更等で利用登録証の記載事項に変更がある場合は、再交付の申請が必要です。

※申請の際は、旧利用登録証を御持参ください。

・利用区分「妊婦」の方は、出産後に、有効期限を「分娩予定日～1年後」から「出産日～1年後」に変更が可能です。ご希望の場合は、再交付の申請が必要です。

・資格を喪失（転出、死亡、障害者手帳等の等級変更、有効期限切れ等）した場合は、利用登録証を返却してください。

・制度の変更をする場合は、広報いなぎわ等でお知らせします。

・**不正利用があった場合は、稲沢市の負担分を全額負担していただくとともに、今後の利用をお断りします。**

問合先 市役所総務課 TEL 0587-32-1159（直通）
FAX 0587-23-1489